

刈谷市私立保育所用地借上げ等支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により都道府県知事が認可している保育所をいい、都道府県又は市町村以外の者が運営するものに限る。以下同じ。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、私立保育所の用に供する土地、建物又は公共用物の借上げ及び占用（以下「用地借上げ等」という。）に係る費用の一部を補助することにより、私立保育所の安定した運営を図るために交付する刈谷市私立保育所用地等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内の私立保育所の用地借上げ等に係る費用であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 土地の借上料 園舎、園庭及び利用者駐車場として私立保育所の用に供する土地の借上げ（保育所等整備交付金の交付について（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知）に定める保育所等整備交付金交付要綱に定める土地借料加算として対象経費となっている新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）を除く。）に係る費用

(2) 建物の借上料 平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）に定める安心こども基金管理運営要領（以下「要領」という。）別添2第4対象経費のうち賃借料補助に係る費用（以下「賃借料補助」という。）又は私立保育所の用に供する建物の借り上げに係る費用

(3) 占用料 私立保育所の用に供する道路その他公共用物の占用に係る費用

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業により補助の対象とされる費用については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、刈谷市私立保育所用地等補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る土地賃貸借契約書、建物賃貸借契約書又は法定外公共用物等許可書の写し

(2) 補助対象経費に係る用地等の位置が分かる書類

(3) 補助対象経費に係る不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 197 条第 2 項第 1 号に規定する登記事項証明書の写し

(4) 補助対象経費に係る建物の配置図、平面図及び立面図

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

費用の区分		補助金の額
土地の借上料		補助対象経費の額と、刈谷市借地料基準により算出した額（年度途中で契約された土地にあつては、契約月から当該年度の 3 月までの月数により算出した額）のいずれか少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
建物の借上料	要領別添 2 に該当する事業	補助対象経費のうち賃借料補助の額から寄付金その他の収入額を控除した額と要領別添 2 第 3 に定める補助基準額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
	上記以外の事業	保育所の用に供する建物の借り上げに係る費用から寄附金その他の収入額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
占用料		補助対象経費の額と、刈谷市法定外公共用物の管理に関する条例（平成 5 年条例 3 2 号）第 9 条第 1 項に規定する占用料の額のいずれか少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）